

(案)

コイの持ち出しの承認基準

(目的)

- 1 本基準は、神奈川県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）指示第 1 号（令和 7 年 4 月 1 日公告）に係る委員会が承認する場合の基準について必要な事項を定める。

(承認)

- 2 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病（以下「KHV病」という。）にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認め告示した水域からコイを持ち出す場合は、事前に委員会の承認を得なければならない。ただし、持ち出し禁止水域の管理者が、コイの死体等を回収するための採捕を除く。この場合、当該管理者が持ち出し禁止水域を定めた知事（神奈川県環境農政局農水産部水産課）に、回収量等を連絡するものとする。

(基準)

- 3 委員会は、2 の承認をする場合は次の基準によるものとする。
 - (1) 公的機関等が試験・研究を目的として、知事の許可を受けてコイを採捕すること。
 - (2) 公的機関等が、KHV病確認検査及び環境調査等を目的としてコイを採捕すること。
 - (3) その他委員会が認めるもの。

(承認申請)

- 4 2 の承認を受けようとする者は、様式 1 により委員会に申請するものとする。

(承認書)

- 5 委員会は、4 の申請を受けたとき、その申請が 3 の基準に適合すると認められる場合は、様式 2 により承認書を当該申請者に交付するものとする。

(附則)

本基準は、令和 7 年 5 月 6 日から施行する。